平成２２年（フ）第２４８号
沖縄県宜野湾市長田３丁目13番14号
債務者　照屋　伸作
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２５３号
沖縄県うるま市字高江洲769番地　比屋根アパートＢ－１
債務者　満名加奈子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２５５号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原721番地１
債務者　津波古直美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７７７号
東京都町田市森野４丁目６番６―203号
債務者　内山玉子こと　趙　　連玉
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
石川県能美市道林町ト62番地１、従前の住所石川県能美郡根上町道林町ト65番地１
債務者　和田　奈穂
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後４時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１５１号
石川県小松市下牧町乙116番地５　Ｋハウス Ｖ111号室、従前の住所石川県小松市一針町ル87番地５
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第６１号
島根県浜田市竹迫町2931番地
債務者　河野　充志
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６５号
島根県浜田市日脚町263番地４　202
債務者　福田　義夫
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６６号
島根県江津市江津町1016番地38、前住所島根県江津市敬川町2351番地23
債務者　村上　公子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６７号
島根県江津市敬川町2351番地23
債務者　村上　奈那
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６８号
島根県浜田市熱田町668番地２　７―723
債務者　榎　　重光
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３６４号
長崎県佐世保市大野町157番地２　大野住宅405号
債務者　宮本　義幸
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
島根県簸川郡斐川町大字上直江2139番地50
債務者　森合　　瞬
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５８４号
青森市青柳２丁目１番１号　米塚ビル201号
債務者　小野　優紀
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月９日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３３号
東京都町田市木曽東２丁目11番43―406号
債務者　森　　喜治
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部